

小山市空家等解体費補助金申請等の流れ

1	相談	まずは小山市建築指導課空き家対策室にご相談ください。
2	現地確認	市の担当者が、現地確認へ伺います。所有者には立ち会いをお願いいたします。
3	判定	①特定空家等、②準特定空家等、③対象外のいずれに該当するかを判定し、ご連絡いたします。
4	申請	①特定空家等、又は、②準特定空家等と判定された場合は「小山市空き家等解体費補助金（以下補助金）交付申請書（様式第1号）」に必要な添付書類（※1）を添えて小山市建築指導課空き家対策室にお申し込みください。
5	決定通知の送付	申請書類一式を審査後に交付決定「補助金交付決定通知（様式第2号）または不交付決定「補助金時交付決定通知（様式第3号）」にて補助の可否をお知らせいたします。 ※決定通知を受取られる前に解体工事に着手した場合、補助対象外となります。
6	工事着手・工事完了	解体工事完了後は速やかに、「補助金実績報告書（様式第7号）」に必要な添付書類（※2）を添えて小山市建築指導課空き家対策室にご提出ください。
7	審査・交付額決定	実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、「補助金交付額決定通知書（様式第8号）」をお送りいたします。
8	請求	「補助金交付請求書（様式第9号）」をご提出ください。 ※請求書の提出期限は原則解体工事を行った同年度内（3月31日まで）となります。提出が間に合わない場合は、事前に小山市建築指導課空き家対策室までご相談ください。
9	交付	請求書の提出から約1か月程度で指定の口座にお振込みいたします。

※1（交付申請書添付書類一覧）

- ① 申請者の指名、住所及び生年月日を確認できる書類の写し
- ② 位置図及び補助対象工事着手前の写真
- ③ 公図の写し
- ④ 建物の登記事項証明書の写し（未登記建物は所有者及び建築年月日の分かるもの）
- ⑤ 補助対象工事に係る見積書及び明細書の写し
- ⑥ 申請者と建物所有者との関係が確認できる書類
（申請者が補助対象空家等の所有者の相続人である場合に限る）
- ⑦ 同意書（所有者又は相続人が複数人の場合に限る）
- ⑧ 土地の登記事項証明書及び市等が解体工事後の敷地の寄附を受け入れることを確認できる書類の写し（解体工事後の敷地を寄附する場合に限る）
- ⑨ その他、必要と認める資料

※2（実績報告書添付書類一覧）

- ① 補助対象工事に係る請求書及び明細書並びに領収書の写し
- ② 補助対象工事完了後の写真
- ③ 補助対象工事に係る契約書の写し
- ④ その他、必要と認める書類